



# 一宮町迷惑防止条例

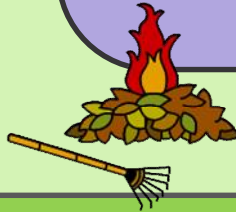
地域住民や滞在者も、お互いルールを守り、住みやすい町にしましょう。

公共の場所および他人が  
所有(管理)する場所に  
**廃棄物を**  
捨てないでください。



屋外における**廃棄物の焼却行為・  
悪臭・振動・騒音**など  
周辺の生活環境を損なうことの  
ないようにしましょう。

※農業などを営む為に必要な野焼きは、法律上  
例外として認められていますが、風向きなど  
周辺にご注意ください。



皆さんの暮らしの『音』に気配りをお願いします。。。  
特に夜間は**(午後9時から翌日の午前6時まで)**お静かに・・・



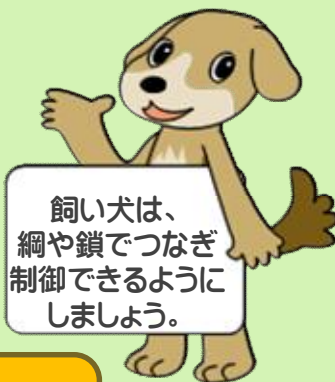
●騒音の具体例  
音響機器の使用・自動車、バイク  
のアイドリング・スケートボード・  
屋外での大声での会話・  
ペットの異常な鳴き声 など



たばこの  
**パイ捨て禁止**



近年、宿泊施設や民泊事業者の増加により、  
騒音やゴミの不法投棄など地域住民の生活や  
自然環境に悪影響を与える問題が発生しています。  
このような状況を踏まえ、マナーを遵守し、  
迷惑行為のない快適で良好な生活環境を  
実現するために条例を制定しました。



飼い犬は、  
綱や鎖でつなぎ  
制御できるように  
しましょう。



**飼い犬・飼い猫の  
飼育マナーを守りましょう。**



違反した場合、必要な指導・勧告・命令することができます。  
命令にも正当な理由なく従わない場合には、  
氏名、および住所等をホームページに公表します。

